

専決処分事項の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、  
下記の件を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和 3 年 8 月 2 7 日

提出者 国 立 市 長 永 見 理 夫

記

市民税・都民税納税通知書印刷プログラムの不具合による納税通知書  
印字誤りに係る和解について

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による平成24年12月20日議会の議決により指定された「市長の専決事項の指定について」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年8月3日

国 立 市 長                      永 見 理 夫

### 記

#### 市民税・都民税納税通知書印刷プログラムの不具合による納税通知書印字誤りに係る和解について

市民税・都民税納税通知書印刷プログラムの不具合による納税通知書印字誤りについて、次のとおり和解する。

#### 1 和解の相手方

所在地 東京都立川市曙町2丁目22番地の20  
名称 行政システム株式会社 東京支店  
代表者名 東京支店長 中西 英喜

#### 2 和解の内容

- (1) 行政システム株式会社は、国立市に対し、和解金として533,525円を支払う。
- (2) 上記以外の債権、債務はない。